

(仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事
環境影響評価方法書に係る手続について

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 対象要件 | 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表10 高層建築物の建設 |
| 図書の提出 | 条例第17条第2項 平成27年11月9日提出 |
| 図書の縦覧の公告 | 条例第18条第1項 平成27年11月25日市報公告 （広報よこはま11月号、環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表） |
| 図書の写しの縦覧 | 条例第18条第1項 縦覧期間：平成27年11月25日～平成28年1月8日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 中区役所区政推進課 西区役所区政推進課 （横浜中央図書館、中図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施） |
| 審査会への諮問 | 条例第18条第2項 平成27年12月8日諮問 |
| 図書の概要の周知 | 条例第19条第1項 同条第2項 周知計画書（平成27年11月9日提出） 方法書対象地域：中区・西区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域の各戸に配布 |
| 意見書の提出 | 条例第20条第1項 提出期間：平成27年11月25日～平成28年1月8日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 （環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施） |
| 方法市長意見書の作成 | 条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者 に送付 |
| 方法市長意見書の公告・縦覧 | 条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧 |